

組 織

(1) 組織関係

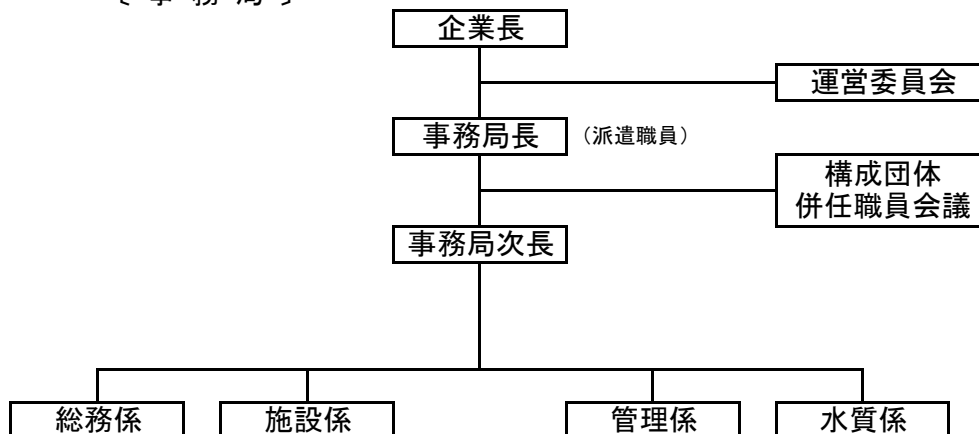
7 機 構

構成団体（2市1町）

新潟市・新発田市・聖籠町

※ 受水団体（4団体）新潟市・新発田市・聖籠町・明和工業(株)

〔事務局〕



<企業長> 中原八一（新潟市長）

<運営委員> 3名

新潟市	高橋建造	新潟市副市長
新発田市	二階堂 馨	新発田市長
聖籠町	西脇道夫	聖籠町長

※ 運営委員会：構成団体の長で組織，企業団経営の重要事項を調査審議（企業長は互選）
併任職員会議：構成団体の各水道担当局・課長で組織，企業団運営の全般を調整

(2) 職 制

7 職員数及び配置状況（平成31年4月1日現在）

（単位 人）

区 分	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計	備 考
事務局長	1				1	新潟市水道局からの派遣
事務局次長	1	1			2	(副参事)水道技術管理者1, 事務1
総務係	3				3	係長1, 主査1, 副主査1
施設係		3	2		5	係長1, 副主査1, 技師1, 再任用2
管理係		4	3		7	係長1, 主査1, 副主査1, 技師1, 再3
水質係		4	1		5	係長1, 主査1, 副主査1, 技師1, 再任用1
計	5	12	6		23	

1 事務分掌

係	事務分掌
総務係	1 公印の管理に関する事。
	2 文書及び物品の收受, 発送, 記録並びに保管に関する事。
	3 儀式及び交際に関する事。
	4 議会, 運営委員会並びに併任職員会議に関する事。
	5 条例, 規則等の制定, 改廃に関する事。
	6 予算及び決算に関する事。
	7 重要事項の公告に関する事。
	8 公金及び有価証券の出納並びに保管に関する事。
	9 財政計画に関する事。
	10 業務状況の説明資料に関する事。
	11 定期監査, 例月出納検査及び決算審査に関する事。
	12 指定金融機関に関する事。
	13 工事その他の請負契約と供給契約に関する事。
	14 物品の購入及び不用品の売払契約に関する事。
	15 資産の取得, 管理及び処分に関する事。
	16 職員の定数及び配置に関する事。
	17 職員の任免, 分限, 懲戒, 服務, その他人事に関する事。
	18 職員の給与, 旅費, その他給付に関する事。
	19 職員の研修に関する事。
	20 職員の賠償責任に関する事。
	21 職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。
	22 職員の共済事務に関する事。
	23 庁舎の維持管理に関する事。
	24 庁用自動車の管理に関する事。
	25 広報及び統計に関する事。
	26 地域水道ビジョン及びマスタープランに関する事。
	27 危機管理に関する事。
	28 事務局内他係の所管に属しない事項に関する事。
	29 事務局の総務に関する事。
施設係	1 水道施設の長期計画とその設計, 施行に関する事。
	2 水道施設の補修及び改良工事の設計, 施行に関する事。
	3 事業認可に関する事。
	4 水利権に関する事。
	5 共同施設にかかる計画, 施行に関する事。
	6 漏水調査及び防止に関する事。
	7 積算基準に関する事。
	8 公有財産貸付, 借受及び他団体の施設占用及び使用等に関する事。
管理係	1 取水, 浄水及び送水作業に関する事。
	2 供給用水の短期的な計画及び調整に関する事。
	3 水道施設の運転基準, 記録及び調査研究に関する事。
	4 電気工作物の保守管理に関する事。
	5 無線設備の管理に関する事。
	6 危険物の貯蔵及び保全管理に関する事。
水質係	1 原水から各調整池までの水質管理に関する事。
	2 水質検査計画に関する事。
	3 水質検査の精度管理に関する事。
	4 水質検査, 試験設備及び試薬等の維持管理に関する事。
	5 水質協議会に関する事。
	6 水質管理の調査及び研究に関する事。

(3) 勤務体制（浄水場）

7 平常勤務 8時30分～17時15分（平日及び土曜日, 日曜日, 休日）…7時間45分勤務

土曜日, 日曜日, 休日については, 2人体制とし, 振替休日及び代日休暇制度又は休日勤務扱い

4 宿直制定数: 2名以内

(7) 宿直時間 17時15分～8時30分

(1) 宿直手当 7,400円/回